令和３年度

# PTA 総会




朝のスタートは静かな雰囲気の中で読書から

磐田市立向陽中学校

# 令和３年度　向陽中学校 PTA 活動方針（案）

## 《　目　　標　》

**１　教師と保護者のつながりを深める**
**２　保護者参加の場を徐々に増やしていきたい。（コロナの状況による）**
**３　子供の声をよく聞く（ステイホームの時間が多くなるため）**

## 《　活　動　の　重　点　》

□「地域の青少年声掛け運動」に積極的に参加する。
□地域の安全・安心確保に協力する。
□教職員と保護者の協業で学校と家庭における教育を理解しあう。
□市Ｐ連の各種委員会での情報をできるだけ多くの人に PR する。
□学校運営協議会で地域との交流・情報交換を図る。
□参観会、懇談会の出席率を向上させる工夫をする。
□参観会も含め、父親が各行事にも参加しやすいよう工夫する。
□堅苦しくなく本音で語れる雰囲気をつくる。
□子供たちと地域活動に積極的に参加し、社会への視野を広げる。
□子供たちとのふれあいの場を増やす。
□子供たちとの対話を増やし、共に過ごす時間を作る。
□子供たちの興味・趣味・考えに関心をもち、同じ視線で話せるよう努力する。
□携帯、スマホ等の使用に関する共通「磐田ルール」の実践に努め、子供たちの心と体の健康を守り、いじめや犯罪防止に繋げる。
□組織、会合等のスリム化を図る。
□新型コロナウイルスへの対策を図る。

## 《令和３年度　PTA あいさつ運動》

・学府あいさつ運動の日にあわせて PTA あいさつ運動を行います。
・コロナウイルスの感染拡大のため本年度、まだ予定がたっていません。
　日時が確定後にホームページにてお知らせいたします。

・第１回　　月　日　３年生担当
・第２回　　月　日　２年生担当
・第３回　　月　日　１年生担当

# 磐田市立向陽中学校ＰＴＡ会則（案）

第１章　　総　則

第１条　この会は磐田市立向陽中学校ＰＴＡという。

第２条　この会の事務局は向陽中学校におく。

第３条　この会に３地区１８支部をおく。支部の増減は、運営委員会できめる。

大藤地区　（１区）（２区）（３区，４区）（５区，大藤団地）
（６区、市営）（７区，８区）（９区）（１０区）
（１１区，１２区，１３区）

向笠地区　（岩井、篠原、向笠西）（岩井原２名）（西原）（竹之内）
（竹原）（新屋原，笠梅原）（新屋、笠梅）

岩田地区　（寺谷新田・圦上・圦下，匂坂上・上原・中上・中下・新）

第２章　　目　的

第４条　この会の目的は次のとおりである。

１　学校，家庭，社会の協力により生徒の健全な心身の育成と安全指導に努める。

２　会員相互の親睦をはかり，教養を高め，地域社会の発展に努める。

３　学校教育の発展のために協力する。

第３章　　方　針

第５条　この会の運営方針は次のとおりである。

１　この会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

２　この会は生徒の指導や福祉のために活動する他の社会的団体と協力する。

３　この会は特定の政党や宗教に偏らず，営利を目的とする活動をしない。

第４章　　会　員

第６条　この会の会員構成は次のとおりである。

１　向陽中学校の生徒の保護者と教職員及び学区内に居住し本会の趣旨に賛同する者。

２　本会の会員は市，県，国のＰＴＡ連絡協議会の会員となる。

第５章　　役員，事務局職員

第７条　この会は次の役員をおく。

会長１名　副会長３名（うち１名は教頭とする。）会計監査委員１名
ただし、磐田市 PTA 連絡協議会の役員に当たる年については、副会長を４名置くことができる。

第８条　この会は次の事務局職員をおく。

会計１名　　書記１名

第９条　役員の任期は１年とし再任をさまたげない。

第１０条　役員及び事務局職員の任務は次のとおりである。

１　会長はこの会を代表し会議を召集するとともに会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。

３　会計監査委員は年度内の会計を監査し，その結果を当該年度総会に報告する。

４　会計は金銭出納を正確にし会計監査委員の監査を経て総会に報告する。

５　書記は諸帳簿を作製保管し会の運営記録をする。

第１１条　役員の選出は次のとおりである。ただし選出方法については別に細則できめる。

１　会長，副会長，会計監査委員は評議委員会において会員中より選出して総会で承認を得るものとする。

２　書記及び会計は会長が委嘱する。

## 第６章　会　議

第１２条　この会の会議は次のとおりである。

総会は原則として年１回開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第１３条　総会はこの会の最高決議機関であって，その機能は次のとおりである。

１　会則の承認

２　予算・決算の承認

３　事業計画の議決

４　役員の承認

５　その他重要事項の審議決定

第１４条　この会は次の委員会をおく。その構成及び機能は次のとおりである。

１　学年委員会

学級より選出された委員，学年所属職員で構成し１年，２年，３年学年委員会を構成し，当該学年の教育振興に協力する。

２　専門委員会

支部より選出された専門委員が次のいずれかの委員会に所属し，専門委員会を構成する。

（1）施設・厚生委員会

学校の施設，設備，環境の整備及び会員の厚生にあたる。

（2）生活・文化委員会

生徒の健全育成に努め，生徒の安全，校外生活指導に協力する。

会員の研修に努め，生徒の保健の向上をはかり，学校の体育的行事に協力する。

（3）広報委員会

会の広報活動にあたる。

３ 運営委員会

運営委員会は会長，副会長，書記，会計，各専門委員長，学年委員長で構成し，この会の活動計画を企画し，運営処理に当る。ただし緊急を要する等の事項については，事後に運営委員会に処理事項を報告し，了解を求める等の処理ができる。

４ 特別委員会

運営委員会で認めた者で構成し，特別な事項について審議処理する。ただし，その処理事項については次の運営委員会において報告する。

第１５条 会議は構成員の３分の２以上の出席で成立し，その過半数の賛成で議決する。

## 第７章 経 理

第１６条 この会の経理は会費その他による。

第１７条 会費は毎年総会においてきめる。

第１８条 新入会員は入会金を納めるものとする。

第１９条 特別の事情のある者は第１７条，第１８条の納入を免除することができる。

第２０条 この会の会計年度は毎年４月１日にはじまり，翌年３月３１日におわる。

## 第８章 付 則

第２１条 この会に次の帳簿を備える。

１ 会員名簿 ２ 会則，細則 ３ 役員，委員名簿 ４ 会誌 ５ 会議録
６ 予算，決算書 ７ 会計簿 ８ 領収書綴 ９ 文書綴

第２２条 この会は必要に応じて顧問をおくことができる。

第２３条 本会則は昭和４１年 ４月１日より実施する。

改正 昭和４４年 ４月２２日　改正 平成 ４年 ４月１４日
改正 昭和４６年 ４月２６日　改正 平成 ５年 ４月１８日
改正 昭和４８年 ４月２４日　改正 平成 ８年 ４月１７日
改正 昭和５３年 ４月１４日　改正 平成１７年１１月 １日
改正 昭和５６年 ４月１６日　改正 平成２３年 ４月１９日
改正 昭和５８年 ４月１８日　改正 平成３１年 ４月２６日

# 向陽中学校ＰＴＡ運営細則

第１章　総　則

第１条　この会は向陽中学校ＰＴＡ会則第１１条のただし書きにより定める。

第２章　役　員

第２条　第７条の役員の選出については，あらかじめ選考委員会を設けることができる。選考委員会の構成等は，支部委員会できめる。

第３条　役員は兼任できない。

第４条　役員は１４条の１項及び２項の委員を兼任しないことを原則とする。

第３章　委　員

第５条　第１４条１項の委員は，第３条のそれぞれの支部より各１名選出されるものとする。

第６条　第１４条２，３項の委員会に委員長を互選して設ける。

第４章　付　則

第７条　本細則の改廃は評議委員会できめる。

# 向陽中学校ＰＴＡ慶弔規定

本会に次のとおり慶弔規定を定める。

１　役員（会長、副会長１名）退任の場合は、記念品を贈る。

２　弔事に関して

(1) 会員並びに生徒死亡の場合は代表者が会葬し，香料１０，０００円を，霊前に供える。

(2) 会員並びに生徒の初盆の場合は代表者が霊前に２，０００円の供物料を供えて礼拝する。

３　その他

(1) 役員，教職員，生徒等の長期にわたる病気あるいは不慮の事故等のあった場合は役員会の協議の上，別に定める。

(2) 本内規によりがたい場合または教職員あるいは学校関係者の死亡の場合は，正副会長会を開いて別に定める。

この内規は平成１７年４月１日より改訂実施する。

令和２年　４月２４日 一部改正

# 令和３年度　学校経営方針

## １　向陽学府小中一貫教育とのかかわり

９年間を見通して系統性・連続性をより強化したカリキュラム編成及び実施に向けて、目指す児童生徒像を小中一本化し、学府教育目標として位置づけ、教育効果を一層高める。

**学府教育目標「瞳を輝かせ、居がい・生きがいを感じる児童生徒」(第３期コスモスプラン)**

## ２　校訓 「至誠」

「至誠」とは、誠実な心、まごころである。開校以来、この校訓に込められた願いを、学校経営・教育活動の柱としてきた。教職員自らが至誠をもって生徒や保護者、地域住民と接し、真摯に教育にあたることで、至誠あふれる生徒を育てていきたい。

## ３　学校経営の重点 「瞳輝き　心輝く向陽」の実現

「瞳輝き」とは、学びを自分自身のものとし、生き生きと主体的に取り組む生徒の姿である。また、「心輝く」とは、一人一人の生徒が、多様な人と協働し、感性を豊かに働かせながらよりよい人生や社会を切り拓こうとする姿である。

**【学府教育目標に迫る３つの柱】**

**⑴ やさしさ**

・ふるさと（地域）や自他を大切にし、多様な人や考え方の良さに気づいて豊かな人間関係を築こうとする力の育成

**⑵ 強さ**

・ねばり強くやり遂げようとする力、困難や変化に自ら適応できる力の育成
・やさしさをすすんで発揮しようとする力の育成

**⑶ こころざし**

・夢や希望を育み、自分らしさを発揮してよりよい生き方や社会を切り拓こうとする力の育成

## ４　具体的方策 [学校評価数値目標]

### ⑴ 自他を大切にし、豊かな人間関係を築こうとする生徒の育成

[進んであいさつをしている 90%・私たちの学級はルールを守り、協力する雰囲気がある 90%・　規則正しい生活を送っている 90%]

ア 時間やルールを守る、あいさつができる等の基本的生活習慣の確立、体力向上への啓発
イ 受容と共感、人間尊重の精神を基盤とし、生徒に寄り添い、積極的で機動的な生徒指導
ウ 生徒相互、生徒と教師のつながりを大切にした学年・学級づくり
エ 規範意識（情報モラル含む）や社会性を育てる指導や多面的、総合的な生徒理解
オ ＳＣやＳＳＷ、関係機関との速やかな連携及び課題を抱える生徒への積極的な働き掛け
カ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの考えに基づいた特別支援教育

### ⑵ ねばり強くやり遂げたり、困難や変化に自ら適応したりする生徒の育成

[積極的に自分の考えを伝えている 75%・進んで先生に聞いたり自分で調べたりして学習する 75%]

ア 学び手の視点を大切にし、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」を意識した授業改善
イ 個別最適化を目指した学びや創造性を育むＩＣＴ機器(大型テレビ、電子黒板、タブレット等)の活用研究
ウ ローテーション道徳の実施及び「考える道徳」の継続
エ こころざしを育む「コスモス学習（総合的学習の時間)」の充実
オ 朝読書や読み聞かせによる読書活動推進と家庭学習の見届けや学習相談等による生徒個々に応じた学習支援

### (3) より良い生き方や社会を切り拓こうとするこころざしをもった生徒の育成

［行事や課外活動に積極的に参加している 90%・学級の係や委員会活動の役割を理解している 95%・地域の活動に積極的に参加する 80%］

ア 行事や諸活動をとおして所属感や自尊感情を高める特別活動の充実

イ 生徒の主体性、創造性を大切にした生徒会活動と学校行事（体育大会、文化発表会等）の実現

ウ 積極的に地域を知り、社会に参画しようとする態度を養う各種ボランティア、地域行事への参加・協力の奨励

エ 責任感や連帯感、健全な心身、たくましさを涵養する部活動の推進

・生活リズム調整期間、部活動強化期間の設定
・部活動ガイドラインの遵守と部活動全体計画の策定
・外部人材の積極的な活用

オ 生徒自らが主体的に生き方を考えるキャリア教育の推進

・各教科・総合的な学習の時間等教育活動全体を通じた組織的、計画的進路指導の充実

### (4) 人間性や指導力向上を目指す頼もしい教職員集団の形成

［コンピュータ等を使って調べたり、わかりやすく相手に伝えたりすることができる 90%・先生は子供のことを理解して指導にあたっている 85%・教育公務員としての資質向上に努めている(教師) 100%］

ア マネジメント機能の強化を図り、教職員一人一人が力を発揮できる組織づくり

イ 積極的に学び続け、豊かな人間性と思いやり、指導力向上を目指す教職員集団の形成

・ネットワーク型オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる若手育成

ウ 教職員間のコミュニケーションの活性化と、風通しのよい明るい職場環境づくり

エ 兼務連携による学校事務の効率化・適正化及び学校諸会計の効果的で透明な執行

オ コンプライアンス委員会を核とした不祥事根絶の取組

・３ゼロ(わいせつ行為、体罰、交通事犯の根絶)＋２(情報の厳重管理、適正な会計処理)

カ 教育活動の目標やビジョンの発信と保護者や地域の思いの受信による理念の共有

・学校運営協議会、ＰＴＡ総会、参観会、学校だより、ＨＰ、学校評価等

キ 地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」

・地域交流活動の実施
・コミュニティ・スクール、向陽学府小中一貫教育の推進
・地域との相互理解を図る学府運営協議会、学校運営協議会の計画的実施
・コミュニティ・スクール・ディレクター、ＰＴＡ、向陽地域クラブとの連携・協働による保護者・地域との協働体制の構築

ク チーム学校の推進と持続可能な業務改善による働き方改革の実現

・学校評価と連動した学校の校務運営体制の見直しやSC・SSS・教育支援員スタッフの連携・協働による効率的な業務遂行、外部人材、地域人材の積極的な活用

### (5) 保護者・地域とのあたたかなつながり、地域とともにある学校づくりの推進

［地域との交流が盛んな学校である（運営協議委員）85%・地域の活動に積極的に参加しようとしている 75%・学校の様子等の情報公開が進んでいる（保護者）90%］

ア 交通ルールや自転車マナーの徹底、「命」の大切さを意識づける交通安全教育の推進

イ 危機管理体制や防災体制の確立と防災・減災教育の推進

・磐田ホッとラインの活用によるタイムリーな情報発信

ウ 学校保健委員会や「健康・安全の日」を通した保健指導の充実

エ 磐田市アレルギー対応の手引きに準拠した食物アレルギー、喘息への対応と、「食と健康」に関わる食育指導の取組

オ いじめ防止対策基本方針に基づいた未然防止、早期発見、早期対応

カ 安全点検の確実な実施と、計画的な修繕、環境整備の充実



1人1台端末（クローム・ブック）の使い方について

# 向陽中の生徒の皆さんへ



一人一人が、学習にいつでも使えるクローム・ブックが手元に届きました。
今まで以上に日常の学習やいろいろな活動の場面で活用していきましょう。

なぜ1人1台端末なのでしょうか。～「自分で学びとる」学びへ～

これからの時代を生きていく皆さんにとって、学習は、様々な資料や情報機器を活用して、自分から「学びとる」（＝知識や能力を獲得する）ものへと変わっています。自分で調べたり、記録したり、意見をまとめたり、仲間と交流したりして、学んでいきます。手元の端末を積極的に活用することで、いろいろなことを学びとっていきましょう。

## クローム・ブックを使用するときの約束

◎端末の持ち主として、責任をもってクローム・ブック、アカウント、パスワード等を管理しましょう。

〇使用する期間について

小1～小3、小4～小6、中1～中3それぞれ3年間は同じ端末を使い続けます。丁寧に扱いましょう。

〇使用について

クローム・ブックは学習用です。学校での学習、家庭学習に積極的に使いましょう。学習に関係のないこと、人を傷つけたり人に迷惑を掛けたりすることはしないようにしましょう。また、クローム・ブックに落書きをしたり、シールを貼ったり、勝手にアプリケーションをインストールしたりしないようにしましょう。

破損した場合の修理費用や買い換え代金は、原則として御家庭での負担になります。

〇壊れたときについて

うまく動かないとき、壊れたりなくしたりしたときは、すぐに先生に連絡しましょう。

〇動画の視聴について

動画の視聴には多くの通信量を使います。毎月の制限量を超えると、クローム・ブックの動きが極端に遅くなり、授業で使えなくなりますので、学習に関係のない動画の視聴はやめましょう。

〇持ち帰りについて

家庭学習などで持ち帰るときは特に破損や盗難に気を付けましょう。登校するときは、充電をしてから持ってきましょう。家庭用の Wi-Fi やフリーWi-Fi にはつなげてはいけません。

〇クローム・ブックを使った様子がわかる履歴について

どんなアプリを使って何をしたか、どんなサイトを閲覧したかなど、使用した記録が全て残り、取り消すことはできません。後から確認することができるので、適切な利用をしてください。

# 学習用端末持帰りのガイドライン

令和３年４月１日
磐田市教育委員会

## １　目的

学校での学びと家庭での学びのつながりを大切にし、子どもたちの主体的な学習を充実させるために、家庭学習でのＩＣＴ活用を推進します。今後、学習用端末及び付属品（以下「端末」）を持ち帰り、家庭で活用する際の注意事項等を示します。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

## ２　持ち帰る物品

家庭学習で端末を活用するために、以下のものを持ち帰ります。

・端末（小学１～３年生はｉＰａｄ、小学４～６年生と中学生はChromebook）
・iPad 専用充電器またはChromebook 専用充電器

## ３　費用について

・学習用端末の使用料（通信料）は市が負担します。ただし、持帰り中の機器破損に伴う修理代または買換え代金については、原則として御家庭での負担をお願いします。意図的な破損や売却等が発生した場合は全額保護者負担で弁償とします。

## ４　利用における遵守事項

（１）家庭で利用する際には

・学校から配信された教材等についての質問は、学校へお問い合わせください。
・端末を持ち帰った際は、翌登校日までに自宅で満充電をしておくようにしてください。
・動画の視聴等は、通信量の増加につながり、毎月の制限量を超えると端末の動きが極端に遅くなり、授業で使用できなくなります。目的外の使用や動画の視聴は控えるようにしてください。

（２）取扱について

・端末のそばでの飲食は禁止です。（端末を机上に置いたままその机で食事をするなど。）また、雨天時の持ち運びには十分に気を付けてください。端末は「防滴」ですが、「防水」ではありません。
・端末は自己管理をし、その利用及び破損・紛失等に注意してください。
・破損等の不具合が生じた場合は、速やかに学校へ報告し、指示を受けてください。

※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）の提出をお願い

することがあります。

（３）情報モラルについて

個人アカウント（ユーザーＩＤ・パスワード）は、他人に教えないように指導しています。また、他人のアカウントを盗み見たり勝手に使用したりしないようにも指導しています。

（４）禁止事項

ア　ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体の接続および利用
（イヤホン、マイク、マウスなどは接続可とします。）

イ　学校から指示のないファイルのダウンロード、ソフトやアプリのインストール等

ウ　学習に関係のないサイトの閲覧や利用、ＳＮＳへの書き込み、写真や動画の保存や配信等

エ　学校や端末に関するシステムを調べたりする行為､他人のＩＤ等の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（ＳＮＳ／掲示板等への投稿）等

オ　学習用端末以外の端末から児童生徒のアカウントへのログイン

カ　本人以外の家族の端末使用（端末をとおして保護者アンケートや保護者向けの配付物の閲覧をお願いすることがありますので、その場合に限って使用を可とします）

キ　家庭のインターネット回線（Wi-Fi 等）やフリーWi-Fi 等への接続

ク　SIM の抜き差し

## ５　その他

・端末は児童生徒の学習用です。ＬＩＮＥやメールは使用できません。また、勝手にアプリをインストールすることができない設定にしてあります。設定を強引に解除した場合は、どの端末が不正利用をしたかが管理側で把握できます。警告を受けた場合は、持帰りを中止することがあります。

・利用したアプリやインターネットで閲覧した内容は、管理側に全て履歴が残ります。御家庭においても、学習のみに利用するよう児童生徒と話をしてください。

・本ガイドラインは、「磐田市１人１台端末管理ガイドライン」の変更に伴い、その内容を変更する場合があります。

## ６　申請書の提出

別紙「学習用端末持帰り申請書」を学校へ提出していただきます。

校内担当　教頭（神田）
電話　３８－０３３９

令和３年４月２３日

磐田市教育委員会　学校教育課　宛

# 学習用端末持帰り申請書

私は、家庭学習に利用するため、学習用端末及び付属品（以下「端末」）の持帰りを申請します。持帰りの際は「学習用端末持帰りのガイドライン」に沿って、次の利用規約を厳守して児童生徒に使用させます。

また、利用規約を守れなかった場合、使用が中止となることに同意します。

**＜利用規約＞**

1　端末は、学習のために使用する。
2　持帰り期間中は保護者の責任で端末を管理する。
3　端末に落書きをしたりシールをはったりしない。
　端末に損害を与えた場合、修理や買換えの費用は原則として保護者負担とする。
4　紛失や破損した場合は、速やかに学校に報告する。
5　アカウントのなりすまし行為は犯罪であることを理解し、絶対に行わない。
6　端末を用いて他人の写真や動画を無許可で撮影・アップロードをしない。
7　家庭用 Wi-Fi やフリーWi-Fi への接続はしない。
8　アプリのインストールはしない。また、設定の解除や変更をしない。

| 申請期間　令和３年度から卒業する年度まで | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者（保護者） | 氏名 | （フリガナ）<br>印 | 対象者との続柄 |
| | 住所・電話番号 | | |
| | 日中の連絡先 | | |
| | 夜間の連絡先 | | |
| 対象児童生徒 | 生徒氏名 | （フリガナ） | |
| | 在籍校 | 磐田市立向陽中学校 | |
| | 提出時<br>年・組・番号 | 中学　　年　　組　　番 | |
| | 機器の番号 | | |

**※本用紙は複写後、保護者と学校双方が保管します。**
**※学校は、磐田市教育委員会と申請書の提出状況を共有します。**
**※機器の番号は端末に貼ってあるシールの英数字です。（例：Ｉ００１２３，Ｃ０２３４５）**
**※学習用端末持帰り申請書は、保護者が記入してください。**

**記入後、令和３年４月３０日（金）までに学級担任へ提出してください。**

# 令和 3 年度からの学習評価について

磐田市立向陽中学校

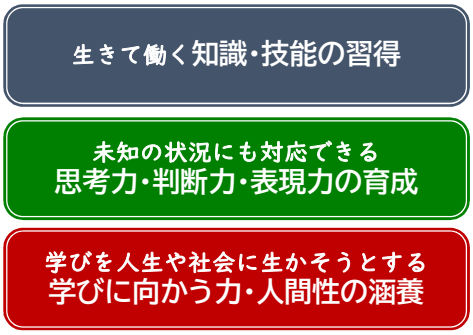
## 1　子供たちに育成したい資質や能力

中学校では、令和 3 年度から新学習指導要領が完全実施となります。新学習指導要領では、全ての教科等において、子供たちに育成したい資質や能力を、次の 3 つに整理しました。

**(1)「知識及び技能」**

**(2)「思考力・判断力・表現力等」**

**(3)「学びに向かう力・人間性等」**




## 2　観点別学習状況の評価・評定

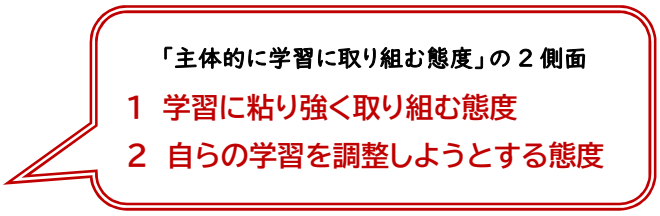
### (1) 評価の観点

教育基本法や学校教育法、新学習指導要領の目標や内容の再整理を踏まえて、４観点（国語科は５観点）から３観点に整理されました。

**①「知識・技能」**

**②「思考・判断・表現」**

**③「主体的に学習に取り組む態度」**




### (2) 観点別学習状況の評価

学習指導要領に示されている各教科の目標に照らして、その実現の状況を、観点別学習状況の絶対評価として、ＡＢＣの３段階で評価をします。

| 評　価 | 実現の状況 |
|---|---|
| A | 十分満足できると判断されるもの |
| B | おおむね満足できると判断されるもの |
| C | 努力を要すると判断されるもの |

### (3) 評定

各教科の学習の状況について、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を示す観点別評価を総括して、中学校では、「５段階」で評定します。

| 評　定 | 実現の状況 |
|---|---|
| 5 | 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの |
| 4 | 十分満足できると判断されるもの |
| 3 | おおむね満足できると判断されるもの |
| 2 | 努力を要すると判断されるもの |
| 1 | 一層の努力を要すると判断されるもの |

(4) 評価と評定の関係

| 各観点の評価の組み合わせ | 評 定 |
|---|---|
| A A A | 5 |
| A A B | 4 |
| A B B ・ B B B ・ B B C | 3 |
| B C C | 2 |
| C C C | 1 |

**※ＡＡＣやＡＣＣ、ＡＢＣといった極端な評価は、原則として行いません。**
**※観点の評価の組み合わせ順序が変わっても、評定は変わりません。**

(5) 主な評価方法例

① 日々の授業の取組

ワークシートやノートの記述、プレゼンテーションやスピーチの様子、実験や実技、創作や表現活動、グループ活動の様子等から、観点別に評価します。

② テスト

定期テストや単元テスト、パフォーマンステスト等から、観点別に評価します。

3　その他の評価

通知表では、この他に、行動面の評価、道徳科の評価、総合的な学習の時間の評価等について、記号や文章でお知らせします。

(1)「行動の記録」評価項目と趣旨

項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合、〇印を記入します。

| 項 目 | 趣 旨 |
|---|---|
| 基本的な生活習慣 | 自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り、節制に心掛け、調和のある生活をする。 |
| 健康・体力の向上 | 活力ある生活を送るため、心身の健康、保持増進と体力の向上に努めている。 |
| 自主・自律 | 自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。 |
| 責任感 | 自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。 |
| 創意工夫 | 探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。 |
| 思いやり・協力 | 誰に対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。 |
| 生命尊重・自然愛護 | 進んで自然を愛護し、自他の生命を尊重する。 |
| 勤労・奉仕 | 勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。 |
| 公正・公平 | 正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度をとり、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。 |
| 公共心・公徳心 | 規則を尊重し、公徳を大切にするとともに、わが国の文化や伝統を大切にし、国際的な視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。 |

(2)「特別の教科 道徳科の評価」

生徒が、道徳的な見方を広げたり、道徳的価値について自分自身とつなげて学びを深めたりしているかを個人内評価し、文章で記述します。

(3)「総合的な学習の時間の評価」

1 年：環境、2 年：職業、3 年：生き方を大きなテーマとして、探究的な学びの具体的な取組や、学習の深まりや成長を個人内評価し、文章で記述します。